

## 企業会計基準公開草案第 63 号

### 「時価の算定に関する会計基準（案）」等の公表 に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)御中

2019 年 4 月 1 日

公認システム監査人 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

以下、設問に従って、順次コメントを述べます。

★質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）について

⇒全面的に同意する。なお、Fair Value の直訳である「公正価値」という用語を用いずに「時価」という用語を用いたことは支持できる。このように用語の問題は重要であり、慎重な訳語の選択をして頂いたことに敬意を表する。

★質問 2（適用範囲に関する質問）

⇒全面的に同意する。

★質問 3（時価の定義に関する質問）

★質問 3-1（時価の定義に関する質問）

⇒同意する。

ただし、以下の 4 点について、考慮が必要であると思われる。

(1)企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」でも規定されているように、ここでも税込経理による値は認められないことを、明記すべきである。

(2)時価の「算定日」とあるのは、「算定日の終値」と明記すべきである。

(3)適用指針において、時価の「算定日」が市場の「休場日」である場合の規定が必要である。例えば、「直前の営業日の終値」と明記すべきである。

(4)適用指針(案)第9項に「気配値」に関する規定があるが、これは、実務上、妥当であると思われるが、「気配値」もないような取引不成立の場合は「休場日に準ずる」などの規定が必要である。

★質問 3-2 (期末前1カ月の平均価額に関する定めの削除に関する質問)

⇒同意するが、一部不同意である。

減損を行うか否かについて、期末前1カ月の平均価額に基づいて判断することを残すとあるが、これを削除するか、いわゆる「権利落ち」の日以後の平均値とするべきである。

(例) 3月末決算法人であるA社において、投資目的でB社株式を保有していた。B社の配当を受領権・議決権行使権の基準日が3月25日であり、3月31日が営業日の場合、平均を取るとすれば、その平均の範囲に含めるのは3月26日～31日とするべきである。

【不同意の理由】

いわゆる「権利落ち」(配当を受領権・議決権行使権の基準日)があると株価が低下する。この影響が出ないように、平均をとる場合は、最低でも「権利落ち」による価格の影響が出ないようにすべきであり、期末月が「権利落ち」のあった月に該当する場合は、権利落ちの日以後のみを平均の範囲に含めるべきである。

※相続税法においても、資産の評価において、「権利落ち」の問題は厳密に取り扱われている。

★質問 4 (時価の算定単位に関する質問)

⇒同意する。

★質問 5 (時価の算定方法に関する質問)

⇒同意する。

「レベル1」と「レベル2」を隔てる「調整」についても、適用指針(案)11項のとおりで良いと思われる。

★質問 6(その他の取り扱い)

⇒同意する。

★質問 7 (市場価額のない株式等の取り扱い)

⇒全く同意しない。

【不同意の理由】「市場価額のない株式等」について、「取得価額をもって貸借対照表価額とする」取り扱いを維持した場合、適正な価額の評価にはならないと思われる。また、IFRSとの間に差異が生ずることとなり、国内外の会社の財務諸表との比較可能性の向上にとってマイナス要因となると考えらる。

我が国の場合、上述の相続税法の精緻な規定があるので、それを取り入れるべきである。相続税法における相続財産の評価においては、「市場価格の無い有価証券」の計算については、精緻に規定されている。これには、

- ①類似業種比準方式
- ②純資産価額方式
- ③配当還元方式

の3方式があるが、参考になるとと思われる。

★質問 8 (開示に関する質問)

★質問 8-1 (開示項目に関する質問)

⇒ (1) ~ (7) の開示を求めることには全面的に同意する。

しかし、(8) 及び (9) の注記を求めないことには強く不同意である。

【不同意の理由】

・(8)について：

わざわざ「レベル1⇒レベル2、及び、レベル2⇒レベル1」の振替額・振替理由のみを除外する合理的な根拠は無く、(8)の注記を削除することは、我が国の会計基準をIFRSより精度の劣後する基準にしてしまうことになる。

大変、遺憾なことであるが、近年、我が国では大規模な会計上の不祥事が続いており、海外からの懸念を減らし、我が国の市場の信用性確保のためにも、会計基準に”抜け穴”を設けるような例外規定は設けるべきではない。

・(9)について：レベル3は、一般的にはリスクが高い金融商品等であると考えられる。従って、その時価の評価方法の開示については非常に重要である。この場合において、「インプットを代替的な仮定に変更した場合の影響」は、投資家にとって、非常に重要な

情報である。(8)の注記を削除することは、我が国の会計基準をIFRSより精度の劣る基準にしてしまうことになると考えられる。

上記と同様に、我が国の市場の信用性確保のためにも、会計基準に”抜け穴”を設けるような例外規定は設けるべきではない。

・(8)及び(9)について：連結財務諸表でIFRSを任意適用している会社においては、既にIFRS13対応は行っており、(8)及び(9)の注記を求めないことによる負担の軽減効果は無い。

※本書のP9の脚注の例外規定は削除すべきである。我が国の会計基準の品質維持のためには、このような例外規定は有害無益であると考えられる。

★質問 8-2（期首残高から期末残高への調整表に関する質問）

⇒(1)～(4)の増減理由別に区別して記載することには同意するが、純額表示の容認には強く不同意である。

【不同意の理由】

金融商品等の購入、売却、発行、決済等については、CF計算書の作成において必要となる。従って、これらのデータは存在している筈である。我が国の市場の信用性確保のためにも、会計基準に”抜け穴”を設けるような例外規定は設けるべきではない。

★質問 9（適用時期及び経過措置に関する質問）

★質問 9-1（適用時期に関する質問）

⇒原則の「平成32年(2020年)4月1日以後に開始する年度から適用」には同意する。ただ、「平成33年(2021年)3月31日以後に終了する年度の年度末からの適用」とする必要はないと考えられる。

なお、早期適用の規定については同意する。

【不同意の理由】有価証券の売買等の管理の実務を考えると、年度の開始時から継続的な記録が必要であり、年度末のみ開示することにより、財務諸表作成者の負担を大幅に軽減するとは考えられない。このような、例外規定は設けるべきではない。

★質問 9-2（経過措置に関する質問）

⇒⑤と⑧については不同意である。

【不同意の理由】我が国の会計基準の品質の確保の為には、⑤は⑧の経過措置はマイナス要因であると考えられる。我が国の会計基準の品質維持のためには、このような、例外規定は設けるべきではない。

★質問 10（設例に関する質問）

⇒基本的に同意する。ただし、以下のことを考慮頂きたい。

- ・〔設例 2〕について、現行の我が国の会計基準における繰延ヘッジの「振当処理」については維持すべきである。国内外に、誤ったメッセージを発したと受け取られることが無いよう、振当処理を用いた設例の追加が必要である。

- ・JMIS で定めている OCI のリサイクルは優れた規定であり、JMIS のみならず日本基準においても、維持することが重要である。国内外に、誤ったメッセージを発したと受け取られることが無いよう、OCI のリサイクルを含めた設例（税効果あり）の追加が必要である。

- ・「排出権取引」に関する設例を追加することが必要。

★質問 11(その他)について

〔1〕訳語の問題について

上述のように、Fair Value を「公正価値」と直訳せずに「時価」としたのは正しい判断であったと思われる。

※1.「収益の認識」の「認識」の原語は”Recognition”であり、「認識の中止」は”Derecognition”であるが、訳語は「計上」及び「計上の取消」でも良かったのではないと思われる。初学者で躓いている人は少なくないようである。

※2.なお、IFRS を語る際の「重要性」という訳語については注意が必要であり、従前の「企業会計原則適用指針」の「重要性」とはかなりニュアンスが異なる。この点については、誤解している人も見受けられるので、注意喚起が必要であると思われる。IFRS の基準書の原文を見ると、”Material”の訳語としては、定義の中に”could influence”とあるが、could は仮定法過去形であり、「有り得る」というよりも「無いことはない」というニュアンスが強いので、「誤謬惹起性」などと訳語を工夫するなど、今後の検討が必要であると思われる。

※3.我が国の会計基準で公式に用いられている用語ではないが、「制管一致」という用語についても、誤解している人が見受けられる。例えば、連結財務諸表の1つであるマネジメント・アプローチに基づく「セグメント情報」について、「制度—管理差異を0にすることが求められている」と誤解している連結会計コンサルタントも散見される。また、その解釈の影響で、「連結BSや連結PLは、法人単位の財務諸表から作るのではなく、SBUからの積み上げでなければならない」と誤解している連結会計コンサルタントも散見される。注意喚起が必要であると思われる。

〔2〕 金融商品の減損の取り扱いについて

IFRSでは、減損処理を行った資産について、一定の場合は「戻し入れ」を行っている。一方、我が国の企業会計基準では、継続適用を条件として「四半期洗い替え法」と「四半期切放し法」の選択適用が可能である。

これについては、「四半期洗い替え法」を原則とするべきであり、例外的場合を除いて、「四半期切放し法」は認めないとするべきである。

〔3〕 質問 8-2 について

今回の改正のおもな目的の1つは、我が国の会計基準に基づき作成された財務諸表の、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性の向上である。今回の改正は、比較可能性の向上のみならず、会計基準の品質向上、証券市場の信頼性の向上の観点からも大いに評価できるものである。これらの一層実現のため、我が国の市場の信頼性の向上のため、そして我が国の中長期的な国際産業競争力の向上のために、以下のことを是非とも願いたい。(多少、会計処理についての負担が増えても、会計基準の品質・精度が高まれば、必ず、トータルではプラスになる筈である。)

(1)近年、コーポレート・ガバナンスへの意識が高まっており、罰則も年々強化されている。その中で子会社の不祥事等についても、親会社側の責任が問われることも少なくない。特に子会社のキャッシュフローの把握は重要である。従って、IFRSや中国基準のように、全ての会社において(連結財務諸表を作成する会社においても)キャッシュフロー計算書の作成は義務化するべきである。

また、個別・連結を問わず、中国基準のように、「直接法」+「間接法との調整表」または「間接法」+「直接法との調整表」の作成を義務化するべきである。

※1.金融庁所管の内閣府令「財務諸表等規則」第 110 条、第 111 条、及び、第 113 条、「連結財務諸表規則」の第 82 条及び第 84 条改正も必要である。

※2.「連結キャッシュフロー計算書」(直接法)は作成が難しいとの意見もある。しかし、2018 年度より義務化された地方自治体の「新公会計制度」では、現に「連結キャッシュフロー計算書」(直接法)の作成が義務付けられており、先行適用の自治体においては既に作成・開示が行われている。(例えば、東京都は 20 世紀に導入済みであり、東京都特別区においては 21 特別区が 2018 年までに導入済みである。)

最後の 2018 年度導入の自治体においても、2019 年 7 月迄に開示される予定である。

※3. 現行の四半期報告書に関する会計基準では、第一四半期及び第三四半期のキャッシュフロー計算書の開示は義務付けられていないが、これは再び義務化するべきである。

(2)「株主資本等変動計算書」については、IFRS と同様に、「株主資本」のみならず、OCI 項目や「被支配株主持分」等についても、増減理由別に区分して記載することを、任意ではなく義務とするべきである。また、「新株予約権」の位置づけについても、IFRS に準じて「其他資本剰余金」の構成要素に変更するべきである(この場合、増減理由区分の記載も当然必要となる)。

(3)企業会計基準第 25 号「包括利益に関する会計基準」及び企業会計基準第 26 号「退職給付債務に関する会計基準」は、個別財務諸表については執行停止となっている。これらについては、対応する適用指針とともに、2021 年 4 月の企業会計基準第 29 号の強制適用に合わせて、強制適用とするべきである。

(4)2015 年 4 月改正により、「連結損益計算書」は、従前の「親会社説」ベースから「経済的単一体説」ベースに移行した。また、「連結包括利益計算書」は導入当初より、「経済的単一体説」ベースである。しかし、「連結貸借対照表」と「連結株主資本等変動計算書」は「親会社説」ベースのままであり、日本基準内部で不統一の状態となっている。

一方、現行の IFRS 及び米国基準においては、全て、「経済的単一体説」ベースで作成されており、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性の観点からも、「連結貸借対照表」と「連結株主資本等変動計算書」も、「経済的単一体説」に移行するべきである。

なお、「経済的単一体説」に移行した場合、「新株予約権」を含め、全ての純資産項目に

ついて、その親会社持分相当額と非支配株主持分相当額に分離して管理することが必要となるが、公認システム監査人の立場から考えると、連結会計システムの対応の要は「非支配株主持分」(以下、NCIと略す)を合算して1科目で管理するのではなく、「NCI(資本金相当額)」、「NCI(資本剰余金相当額)」、「NCI(利益剰余金相当額)」、「NCI(その他有価証券評価差額金相当額)」のように分離して管理することである。

この点について、以下の事実から、連結会計システムの対応は技術的に十分に可能であると考えられる。

- ・既に海外の大手ベンダー2社では対応済みであり、国内においても数社が対応済みであること（筆者も実装経験あり）。
- ・既にIFRSの「連結貸借対照表」の作成過程で、全ての純資産項目について、その親会社持分相当額と、新株予約権の非支配株主持分相当額に分離して管理することが必要となっていること。
- ・既に「連結包括利益計算書」の作成過程で、利益剰余金及びOCIの各項目については親会社持分相当額と非支配株主持分相当額への分離が技術的に必要となっていること。

※同時に、我が国独自の処理である、非支配株主持分合計が負の値になった場合の振替処理（任意選択）は廃止するべきである。

#### [4] レベル3の開示について

- ・IFRS13の注記表を参考に、注記表を充実させる必要がある。
- ・レベル3については、IFRS13のような「市場感応度係数」等も開示するべきである。

※ただし、「市場感応度係数」においても、1次関数に近似できる場合は限定されているので、より詳細な開示の基準を開発することが望ましい。

#### [5] 本書のP14の図について

- ・「レベル3インプットの重要性」の枠内で用いられている「重要性」について、定量化（定量的な規定の設定）を行うべきである。

#### [6] 有価証券報告書・四半期報告書等の「別冊」（添付書類）の活用

近年、有価証券報告書・四半期報告書等の電子化が進んでおり、企業のIR関係のページ

においても有価証券報告書・四半期報告書等を容易にダウンロードすることができる。その結果、ページ数制限を考慮する理由が希薄化している。

そこで、次のような事項については、「別冊」という形で、Web上ならばリンクを貼るという形で、次のような情報の開示を義務付けるべきである。これらのことは不祥事の抑止効果にも繋がると考えられる。

(1)子会社及び関連会社において、「その他」扱いとなっている子会社及び関連会社のリスト（名称、所在地、代表者、持株比率、議決権比率、役員のパ遣人数、事業内容等）

(2)連結財務諸表規則第5条第2項及び第13条の規定により、連結の範囲から除外された子会社のリスト（名称、所在地、代表者、持株比率、議決権比率、役員のパ遣人数、事業内容等）及び除外理由

(3)連結財務諸表規則第10条第1項及び第13条の規定により、持分法を適用された子会社のリスト（名称、所在地、代表者、持株比率、議決権比率、役員のパ遣人数、事業内容等）及びその理由

(4)連結財務諸表規則第10条第2項・第13条の規定により、持分法適用の範囲から除外された子会社のリスト（名称、所在地、代表者、持株比率、議決権比率、役員のパ遣人数、事業内容等）及び除外理由

(5)連結精算表及び連結キャッシュフロー精算表

※1.(2)については、IFRSでは認められないので、廃止が望ましい。

※2.(5)については、新公会計基準に基づき、自主的に開示している地方自治体も存在する。

(以上)